

営業戦略の強化に向けて

当行では、現在「新世紀 第二次中期経営計画」＜R-PLAN（アールプラン）＞を推進しており、計画の柱である「収益力の強化」に向けたさまざまな施策を展開しております。

■中小企業貸出の増強

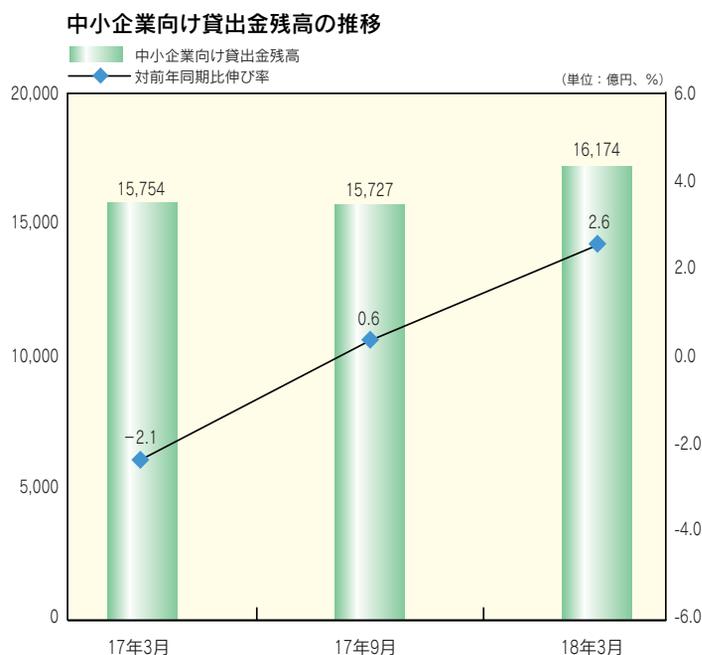
当行は中小企業貸出の増強を収益力強化に向けた最大の営業戦略と位置づけております。従来になかった新たな枠組みや体制を活用し中小企業貸出の増強に努めております。

具体的には、

- ・格付別融資商品を拡充し、格付全体をカバーする商品の品揃えを図っております。
- ・本部に法人サポートセンターを設置し、電話やFAXを活用した小口定型融資商品の推進を図っております。
- ・本部に業種別担当者を配置し、有望業種の調査・研究を専門的に行うことにより、営業推進や案件審査に役立てる仕組みを整えました。
- ・営業店に駐在審査役を配置し、現場でスピーディーな案件審査を実施しております。
- ・店長権限貸出枠の拡大を実施し、現場の支店長がより積極的に中小企業貸出の推進ができる体制を整えました。

さらに、有望地域である埼玉県南部に積極的に経営資源の投入を行い、平成16年11月に川越支店、平成17年8月に所沢法人営業所、同年10月に越谷法人営業所をそれぞれ開設し、中小企業貸出に特化した推進を図っております。

これらの新しい取り組みは着実に成果をあげており、平成18年3月末の中小企業貸出残高は1兆6,174億円と経営計画で掲げる1兆5,500億円の目標を達成いたしました。



個人貸出の増強

当行は、平成14年3月期に個人貸出1兆円に向けた推進運動を開始いたしました。住宅ローンを中心に強力な推進を図った結果、平成16年3月末、1兆円を達成いたしました。以降、個人貸出は順調に増加しております。

ローンステーションによる休日営業の展開、ガン保障特約付・失業保険付などの住宅ローン新商品の導入、アコムとの提携によるカードローンの販売など新たな取り組みに加え、マーケット状況に的確に対応した戦略的な住宅ローン金利設定などを実施し、個人貸出の増強を図っております。その結果、平成18年3月末の個人貸出残高は1兆852億円に達しております。

今後もお客さまや住宅関連業者の皆さまのニーズにお応えする新商品・サービスの導入などにより、住宅新築案件を中心にした個人融資を積極的に推進してまいります。

個人向け貸出金残高の推移



手数料ビジネスの強化

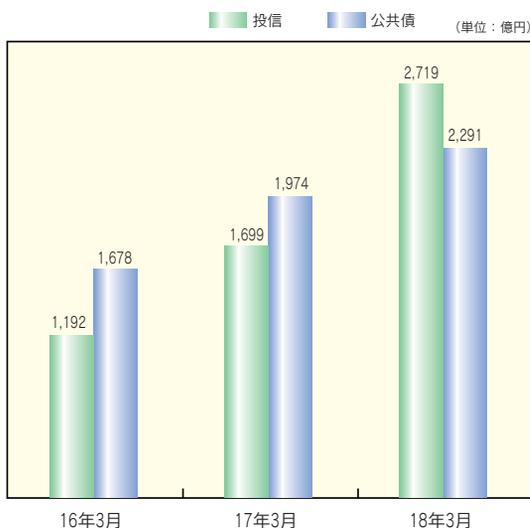
当行は手数料ビジネスの強化を中小企業貸出の増強と並ぶ重要な営業戦略と位置づけ、投資信託や個人年金保険など預り金融資産の販売に力を入れております。

具体的には、営業店預り金融資産専担者（窓口・渉外）の配置、投信アドバイザー、マネーアドバイザーの配置、資産運用相談窓口（ローカウンター）の設置拡大や投信パソコンの全店配備など新しい施策に取り組んでおります。

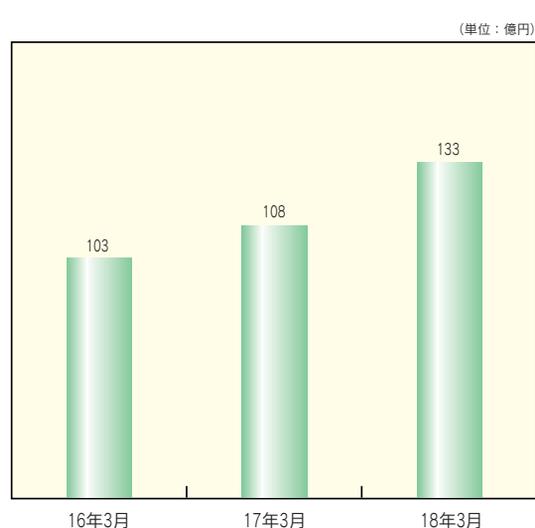
加えて、シンジケートローンや私募債、ビジネスマッチングなど法人向け手数料ビジネスの貢献もあり、役務取引等利益は18年3月期133億円を確保し、中期経営計画の目標130億円を1年前倒しで達成いたしました。

今後も、お客さまのニーズに幅広く対応した提案セールスを実践し、手数料ビジネスの強化を図ってまいります。

投信・公共債残高（個人）の推移



役務取引等利益の推移



■ 統合収益管理

当行では、収益管理体制の高度化を図るため、「統合収益管理システム」を導入いたしました。

統合収益管理システムは「資金利益を算出する個別スプレッド制度」、「信用コスト制度」、「新原価計算制度」などの管理会計手法を統合することで、リスクとコストを考慮した実質収益を把握し収益管理の機能強化を図ることにより収益構造を改善することを目的としております。

本システムにより、お取引先毎の採算状況が明確となり、金利や手数料などについてお客さまとのより適正かつ公平な取引が可能となりました。さらに商品別、業務分野別、マーケット別の採算状況が明確となり、新商品や新サービスの提供、営業チャネルの再構築などの施策を展開するうえで、従来以上に採算を重視した取り組みが可能となりました。

収益内容の分析・管理、営業店の収益環境を踏まえた主体的な利益計画に基づく銀行全体の利益計画の策定、金利上昇に伴う長期固定貸出などの採算シミュレーションの実施など統合収益管理システムを活用し、収益管理の高度化を進めております。

今後も、本システムを有効に活用し、実質収益を重視した営業活動を推進してまいります。

■ ITの戦略的活用

システム基盤の標準化などシステムの全体最適の実現や平成20年の営業店端末更改に向けて準備を進めております。また、推測容易な暗証番号のシステムチェック、ATM操作による一日当たり払戻限度額の任意設定を可能とするシステム対応、ビジネスネットバンキングサービスへのソフトウェアキーボード機能の導入など金融犯罪の防止対策を実施したほか、行内パソコンへの指紋認証システムの導入などセキュリティ対策を強化しております。

<金融犯罪防止に向けた最近1年間の主な取り組み>

	項目	内容
平成17年7月	キャッシュカードによる1日当たりの払戻限度額のATMでの任意設定	1日当たりの払戻限度額（現金とカード振込の合計）を200万円以下のご希望金額（万円単位）にATMで設定できるようにいたしました。
平成17年9月	窓口でのキャッシュカード発行時に類推されやすい暗証番号の指定禁止	受付時にシステムチェックし、類推されやすい暗証番号の使用をお断りしております。
平成17年10月	キャッシュカードによる1日当たりの払戻限度額の一斉引き下げ	1日当たりの払戻限度額（現金とカード振込の合計）を一斉200万円に引き下げいたしました。なお、200万円未満のご希望金額（万円単位）に任意設定ができます。
平成17年12月	偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償	個人のお客さまの盗難キャッシュカードによる被害に対しては、2年を遡った平成15年12月1日以降に発生した被害についても補償を検討いたします。

<金融犯罪防止に向けた今後の取り組み>

平成18年9月 予定	生体認証付ICキャッシュカードの発行	○発行準備を進めております。 ・ICキャッシュカードとは、ICチップが埋め込まれたキャッシュカードで、偽造されにくい構造となっております。 ・生体認証とは、一人ひとり異なる身体上の特徴を使って本人確認を行う認証方式ですが、当行は手のひら静脈認証方式を採用する方向で検討を進めております。
---------------	--------------------	---